

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和5年8月15日
担当課	社会教育課施設担当室

契約業者名・住所	株式会社鈴木建築設計事務所（松戸市南花島一丁目5番地の11）
事業名称	松戸市文化会館 No.1 ガス焚き冷温水発生機更新工事に伴う設計業務委託
事業場所	松戸市千駄堀646番地の4
種別	建築：暖冷房 機械電気積算
事業期間	令和5年8月15日から令和5年9月15日
契約金額	1,320,000円
事業概要	発注済実施設計委託業務内の機器3台中1台分の更新工事を別途前倒しして、成果物を作成する業務
随意契約の理由	<p>本機器は、文化会館室内の温度や湿度を適切に保つための空調設備の熱源機器であり、機器能力240USRT2台、270USRT1台の合計3台が設置されていますが、この機器は設置後30年が経過して老朽化し、また、全国に設置された同型機種でも現在稼働しているところは少なく、故障した場合に部品等を含め対応が難しい状況であります。</p> <p>このため、当課で本年度実施している、「松戸市文化会館ガス焚き冷温水発生機改修工事に伴う設計業務委託」を基に、令和6年度から改修工事を順次実施する計画でした。</p> <p>しかしながら、本機器3台のうちの1台は、令和4年12月、令和5年5月と続けて停止し、メンテナンスメーカーの修繕により一旦は不具合を解消していますが、その原因は分からず、現在も調査中であり、再び、不具合が起き、復旧が叶わず2台のみの運転になると、夏の暑い時期や冬の寒い時期には、空調の効きが悪くなり、ホールを貸し出すことができなくなります。</p> <p>また、設備不備による興行中止の事態に陥ると、施設を貸し出した相手方から高額な損害賠償を請求され</p>

るとともに、市へ責任が及ぶことは免れません。

一刻も早い機器の更新を図ることで、文化会館の安定した事業運営を図るため、次年度実施予定の改修工事を1年前倒しし、本年度実施する必要があります。

このことから、本工事を早期に実施するためには、前述にある「松戸市文化会館ガス焚き冷温水発生機改修工事に伴う設計業務委託」の受託者である株式会社鈴木建築設計が本業務の唯一の担い手であると思料されます。

以上のことから、地方自治法施行令167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により随意契約とするものです。